

議案第14号

四條畷市立子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市立子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月25日 提出

四條畷市長 錢谷 翔

提案理由

窓口等受付時間の短縮に伴い、子育て総合支援センターの開館時間の短縮を行うため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市立子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

四條畷市立子育て総合支援センター条例（平成１８年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「午前８時４５分から午後５時１５分まで」を「午前９時から午後４時３０分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和８年６月１日から施行する。